

ペット使用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、サーパス長門石使用細則第3条第1項第13号の規定に基づき、サーパス長門石におけるペット飼育に関し、必要な事項を定めます。

(飼育申請)

第2条 サーパス長門石での各入居者のペット飼育は、管理組合による承認制とし、入居者は事前に、管理組合あてに飼育申請書（別記様式第1）を提出しなければなりません。

2 前項の申請を賃貸による入居者がしようとする場合は、当該住戸の区分所有者の承認を必要とします。

(承認・却下)

第3条 前条の申請がなされた場合、管理組合は内容を検討の後、承認・条件付承認及び申請の却下を申請者に対し、別記様式第2により通知します。

(飼育終了届)

第4条 入居者は、前条により承認されたペットの飼育を中止したときは、飼育終了届（別記様式第3）を管理組合あて提出しなければなりません。

(飼育の要件)

第5条 サーパス長門石でのペット飼育は、次の各号の要件を満たす場合に、これを承認します。

- (1) ペットは、小型犬以下の大きさに限ります。
- (2) 飼い主は他の居住者に対して、迷惑を及ぼすペットの本能や習性に対しては、躰を施して他の居住者との調和を計らなければなりません。
- (3) 飼い主は、ペットを共用部廊下の通行人に吼えさせない。また廊下及びバルコニーにペットを放し飼いにしない。
- (4) 飼い主は、ペットにバルコニーで糞尿をさせない。
- (5) 飼い主は、共用部廊下、エレベーター内でペットを歩かせない。やむなく下に降ろす場合は、非常階段を使用する。
- (6) 飼い主は、マンション敷地内でペットを散歩させない。
- (7) 飼い主は、マンションの花壇、植込み等に糞尿をさせない。

(苦情対策)

第6条 他の入居者よりペット飼育について苦情が出された場合は、管理組合が苦情の窓口となり、その苦情に対して改善がなされない場合、管理組合は飼育禁止の決定を行うことができます。

附 則

(飼育細則の施行)

第1条 この細則は、平成12年3月25日より施行します。

ペット飼育申請書

年 月 日

サーパス長門石管理組合 殿

サーパス長門石ペット飼育細則第2条第1項の規定に基づき、この申請書により、次のとおり動物の飼育を申請します。

記

- 1 動物の種類
- 2 性別
- 3 成長後の予測体長

私は、サーパス長門石「ペット飼育の義務」を遵守し、他に危害・迷惑をかけることを誓います。万一違反した場合には飼育を禁止されても異議は申し立てません。

号室 申請者氏名 ㊟

賃貸住居の方は、区分所有者（住居の持ち主）の承認が必要です。

号室 区分所有者氏名 ㊟

ペット飼育承認書

年 月 日

号室 殿

サーパス長門石管理組合

年 月 日に貴殿より申請のありました動物の飼育につき、次のとおり決定しましたので、サーパス長門石ペット飼育細則第3条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 申請のとおり承認します。
- 2 申請については、下記の条件により承認します。
- 3 申請については、下記の理由により承認できません。

記

条件・理由

ペット飼育終了届

年 月 日

サーパス長門石管理組合 殿

私はサーパス長門石ペット飼育細則第4条の規定に基づき、次のとおり動物飼育の終了を届け出ます。

号室 申請者氏名

印

記

1 動物の種類

2 飼育終了の年月日

3 飼育終了の理由

